



神奈川県議会基本条例



～ 県民とともに築く

開かれ、充実した神奈川県議会

を目指して～



I. 議会基本条例の必要性	1
II. 条例の構成	2
III. 条例の説明	4
IV. 用語	11
V. 検討の経緯	12
VI. 議会基本条例等調査特別委員会委員	13

ごあいさつ

神奈川県議会では、県民の皆様が開かれた議会づくりの視点から、これまで、不断の議会改革を進めてまいりました。



こうした取組の一環として、平成20年12月、県議会の憲法ともいふべき、神奈川県議会基本条例が成立いたしました。明治12年（1879年）に神奈川県会としてスタートして以来130年に及ぶ県議会の歴史から見ても、戦後の地方自治制度への変革に並ぶ、新たな1ページを開く大きな出来事であったと考えております。

この条例を制定する過程では、議会基本条例等調査特別委員会を設置し、委員間討議や条例骨子案に対する県議会史上初めての議会版パブリック・コメントの実施など、条例の内容を先取りする取組を積極果敢に進めてきたところです。

また、内容につきましても、議員や県議会の使命、役割を明確にしたことや、県民参加を推進すること、県議会での質問の充実や、予算、重要な政策等について知事等が県議会に説明するよう努めること、さらには、必要な法制度の見直しに取り組むことを明記するなど、進取の気象に富んだ、神奈川県らしい条例になったと考えております。

しかし、条例の制定は、最終的なゴールではありません。これからは、条例の理念を議会運営に反映させ、いわば条例に魂を入れていくことが重要であると考えます。

神奈川県議会基本条例が、県民の皆様と県議会をしっかりとつなぐ基本条例となるよう、県民の皆様の目線に立った議会運営により一層取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年1月

神奈川県議会議長 榎本与助

I. 議会基本条例の必要性

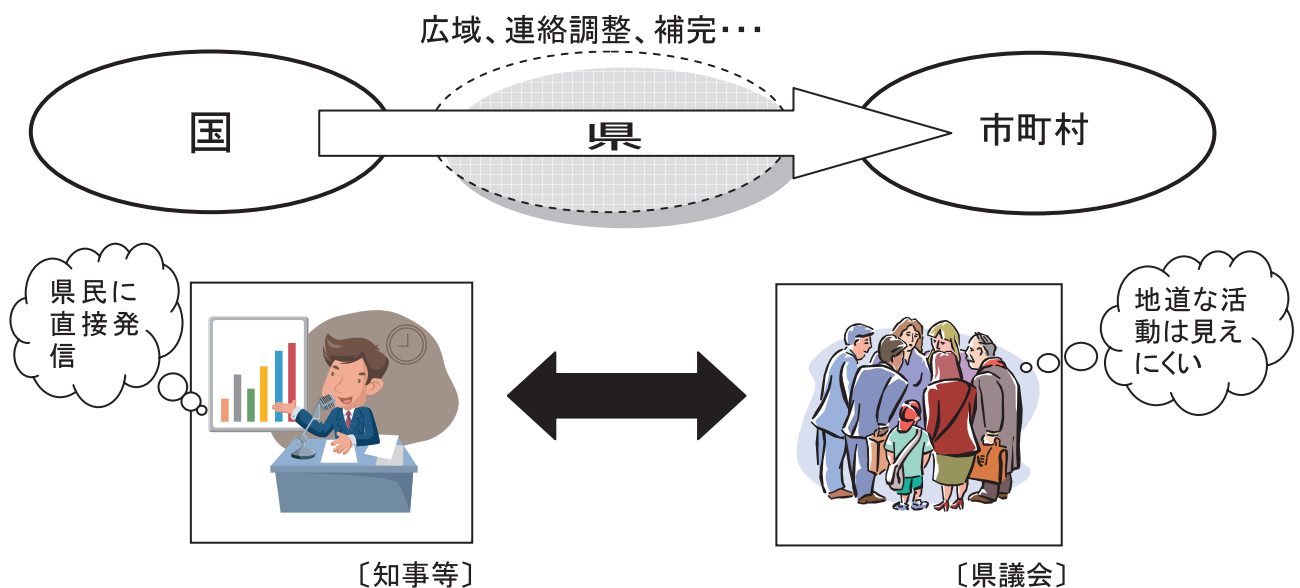
進まない議会の規定の整備

地方分権時代における議員や議会は、二元代表制の一翼を担う住民代表機関として、多様な民意を吸収し、民意の調整結果を独自の政策提案として表明することなどにより、住民自治の充実強化を推進していくことが期待されていますが、議会に関する規定の整備は遅れています。

見えにくい県議会の活動

県は、市町村を包括する広域自治体として様々な業務を行っています。その役割が県民から見て分かりづらいという指摘もあります。

なかでも、民意を反映させるために行っている県議会の地道な活動は、知事等と比べて、県民からは見えにくいという意見もあります。



今、議会基本条例を制定し、県民に開かれ、充実した県議会を実現する必要があります！！

Ⅱ. 条例の構成

条例の構成と考え方

前 文 【P 4】

これまでの県議会の取組や県議会の決意、県議会が目指すこと等について記述しています。

第1章 総則 【P 5】

条例の目的、今後の県議会の取組方針を示す基本理念について定めています。

第2章 議員 【P 6】

議員の使命、役割等について定めています。民意は議員を通じて県議会に反映されるため、「県議会」の章の前に配置しました。

第3章 県議会 【P 7】

県議会の使命や役割、県議会の運営、県議会の機能強化等について定めています。

第4章 県民と県議会 【P 8】

県民と県議会について定めています。県民のための県議会であることを明確に示すため、独立の章立てとしました。

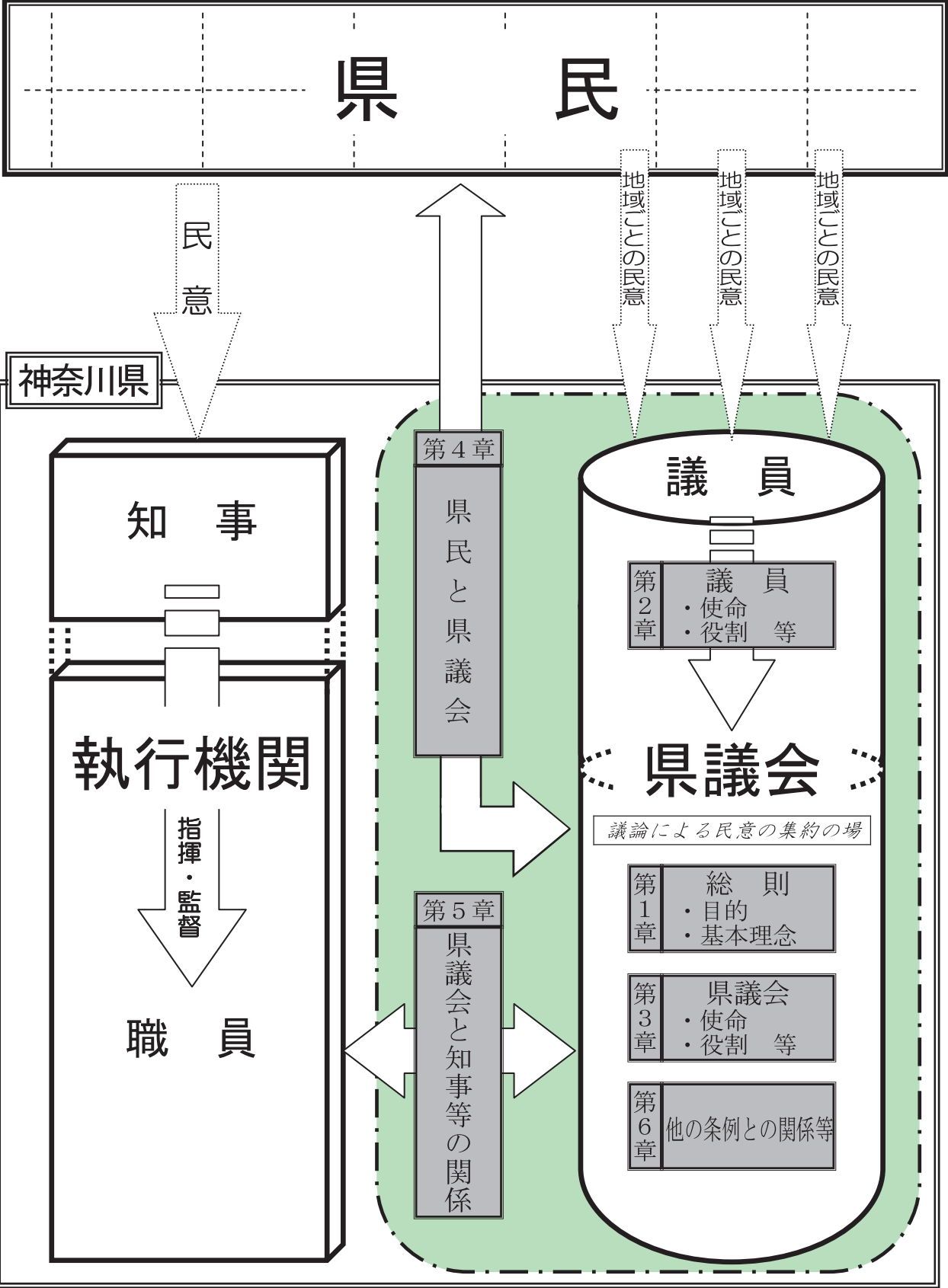
第5章 県議会と知事等の関係 【P 9】

県議会と知事等の関係について定めています。二元代表制の重要性に鑑み、独立の章立てとしました。

第6章 他の条例との関係等 【P10】

他の県議会に関する条例との関係等について定めています。

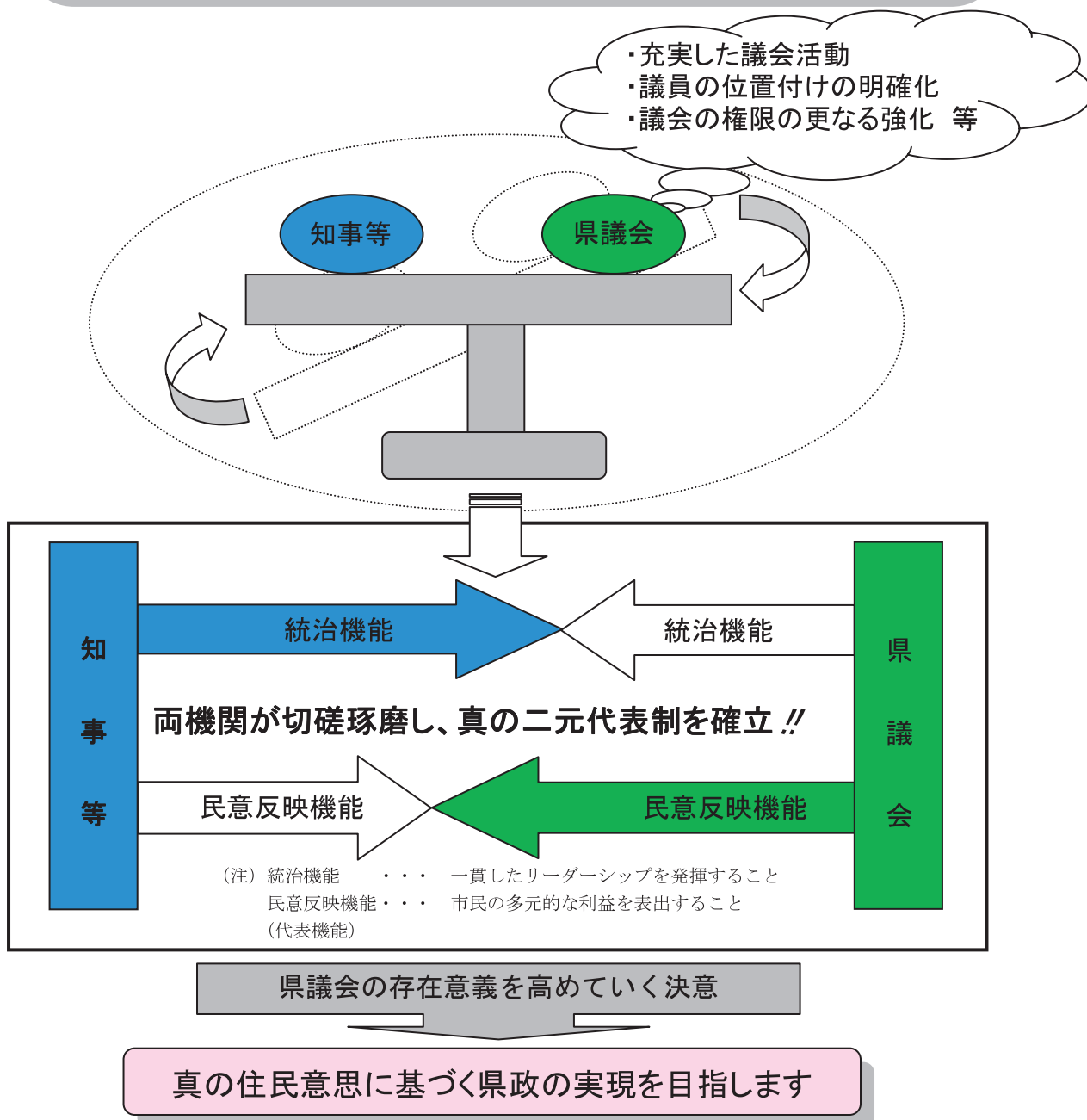
条例の構成イメージ図



Ⅲ. 条例の説明

前 文

県議会が、真の二元代表制を確立することの重要性を認識し、そのために必要な県議会の取組を明らかにすることを通じて、県議会の意義を高めていくという決意を述べるとともに、こうした決意を踏まえ、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すこと、そのためにこの条例を制定することを述べています。



前 文

神奈川県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革を推進してきたところである。県議会は、こうした改革への取組を更に進め、民意を体現する県議会議員及び県議会の在り方を改めて明確にし、ともに県民の代表である県議会と知事がより良い県政の実現に向けて切磋琢磨^{さたく}していく真の二元代表制の確立に努めていくことが重要と考える。

そのためには、広域自治体の議会として、指定都市との関係や道州制の論議の深まりなど地方自治を取り巻く環境の変化も視野に入れ、また、市町村議会の動向も見据えながら、県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。

そこで、県議会として、引き続き、新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを国に強く求め、具現化への努力を重ねていくとともに、一人ひとりの議員が住民意思を把握するための地域での活動や、県政全般に関する調査研究、政策立案等の推進を通じて、県議会の存在の意義を高めていく決意である。

こうした認識の下に、県議会は、活発で分かりやすい議論を尽くし、県の議事機関にふさわしい判断を重ね、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すものである。

ここに、県議会は、多くの県民の意見の集約と調和を図る立場を自覚し、主権者である県民の視点に立って、神奈川のあるべき姿を希求し、神奈川の未来は、県民のため、県民とともに築いていくものであることを改めて宣言し、将来にわたって、県議会が全力を挙げてその実現に努力することを誓い、この条例を制定する。

Ⅲ. 条例の説明

第1章 総則

「第1章 総則」では、目的及び基本理念について定めています。

「目的」では、県民に開かれ、充実した県議会の実現を図り、もって、県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川の実現を目指すことを、また、「基本理念」では、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組んでいくことを定めています。

直接の目的

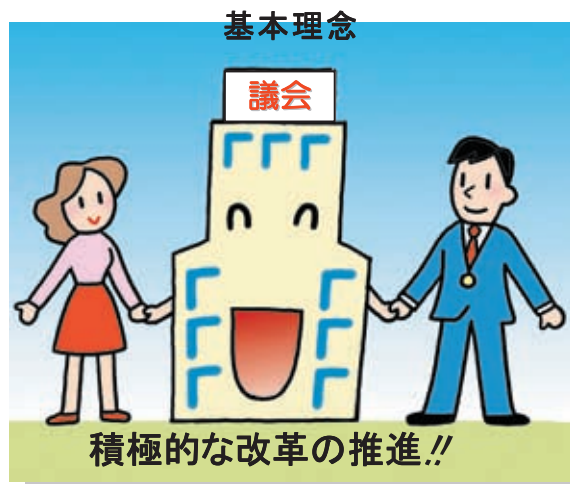
県民に開かれ、
充実した
県議会の実現



究極の目的

県民の豊かな生活、
より良い明日の神奈川
の実現

今後の
取組
方針



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治のあるべき姿を念頭に置き、県議会に関する基本理念を定め、議員及び県議会の使命及び役割を明らかにする等、県議会の基本となる事項を定めることにより、県民に開かれ、充実した県議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 県議会は、日本国憲法に定める県の唯一の議事機関として、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする。

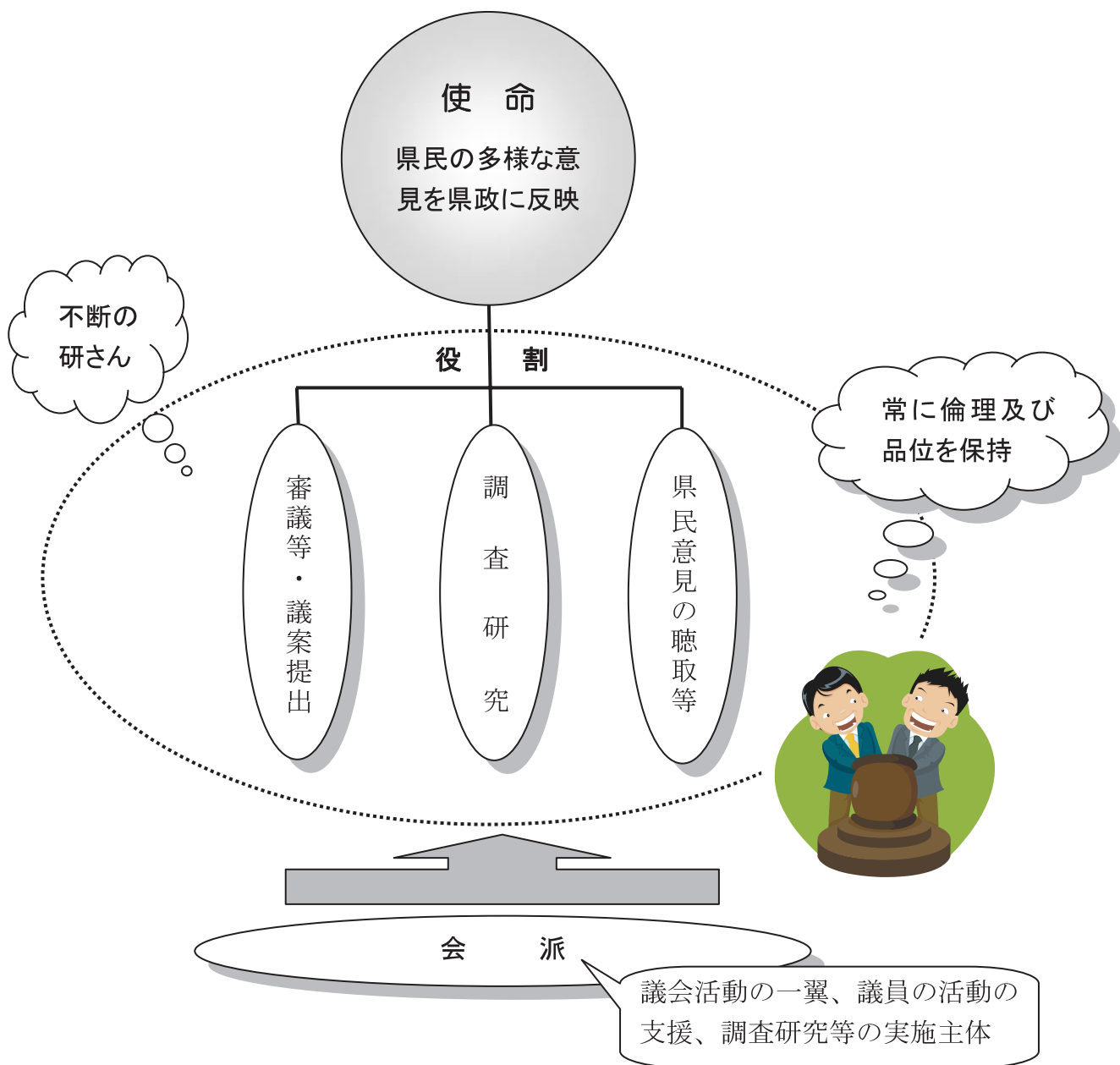
Ⅲ. 条例の説明

第2章 議員

「第2章 議員」では、議員の使命と役割、会派、倫理等の保持について定めています。

議員の権利や義務については地方自治法に規定されているところですが、議員の活動の本質等について、十分に理解することは困難です。

そこで、本章では、議員の使命、役割等を県民に明らかにしています。



第2章 議員

（議員の使命）

第3条 議員は、県民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に県政の課題を把握し、公益性の見地から、県全体を見据え、県民の多様な意見を県政に反映させることを使命とする。

（議員の役割）

第4条 議員は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県議会の会議、委員会及び議案の審査又は県議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
 - (2) 必要に応じて、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）に資料の提出又は説明を求める等、会議等における審議、審査等のために必要な調査研究を行うこと。
 - (3) 民意を県政に反映させるため、日ごろから、県政について、地域又は県域の県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。
- 2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

（議員と会派）

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、県議会内の自律的な団体として、議会活動の一翼を担い、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策立案、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。
- 3 県議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。

（倫理等の保持）

第6条 議員は、公の立場を自覚し、県民の代表としての良心に従い、及び責任感をもって、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

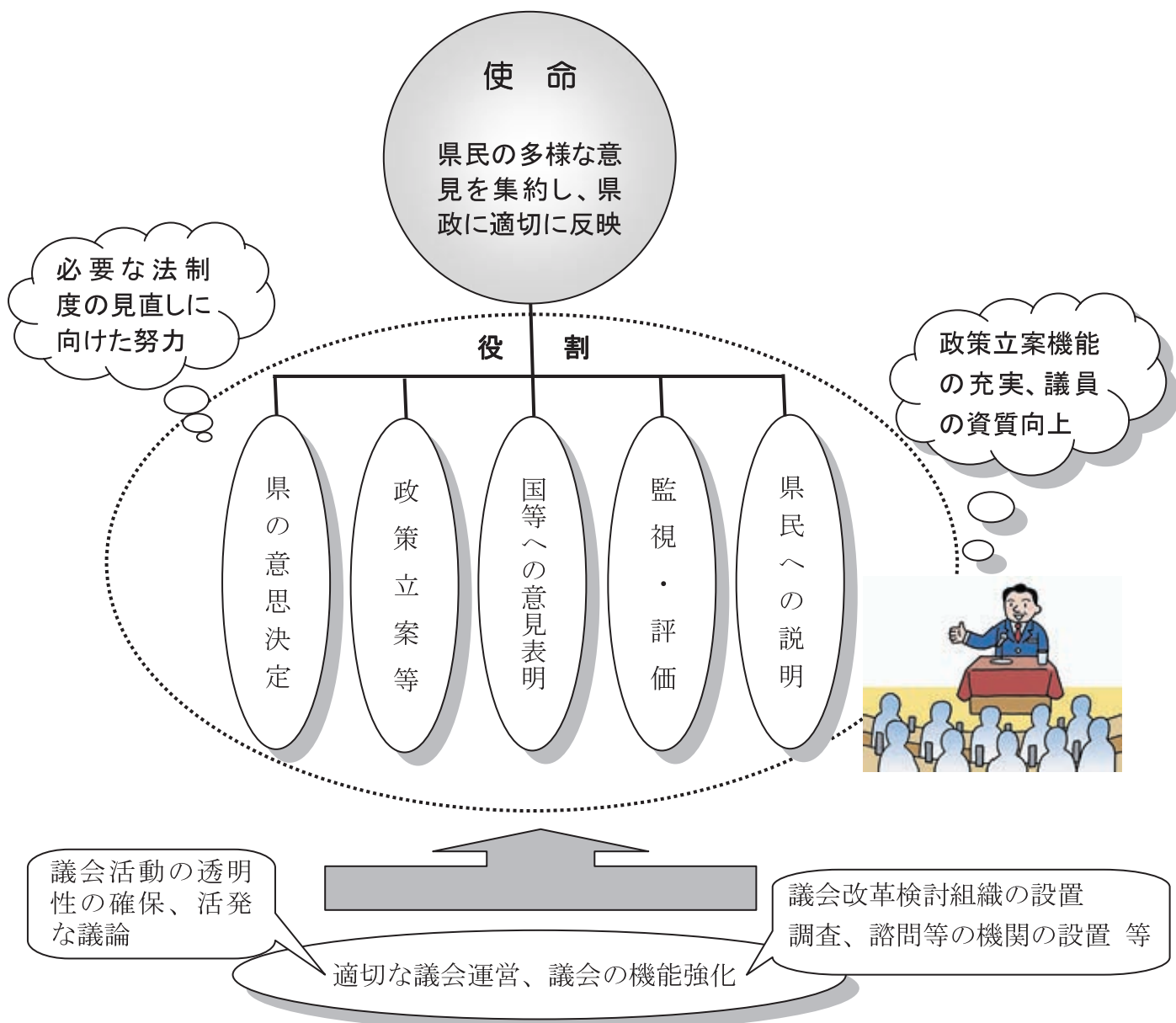
Ⅲ. 条例の説明

第3章 県議会

「第3章 県議会」では、県議会の使命と役割、県議会の運営、機能強化等について定めています。

議員と同様、議会の活動等についても十分な法的整備がなされていない現状があります。

そこで、本章では、県議会の使命、役割等を県民に明らかにしています。



第3章 県議会

(県議会の使命)

第7条 県議会は、民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させることを使命とする。

(県議会の役割)

第8条 県議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、県の意思決定を行うこと。
 - (2) 自治立法権の担い手として、政策立案等を行うこと。
 - (3) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
 - (4) 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
 - (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。
- 2 県議会は、議員及び県議会の役割を十全に果たすため、他の地方議会等との連携の下に、必要な法制度の見直しに向け、不断の努力を重ねるものとする。
- 3 県議会は、第1項の役割に必要な自らの政策立案機能の充実及び議員の資質の向上に努めるものとする。

(県議会の運営)

第9条 県議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、会議等の設置目的を達成するため、議員間討議等の方法により、活発な議論が行われるよう適切な運営を行うものとする。

(県議会の機能強化等)

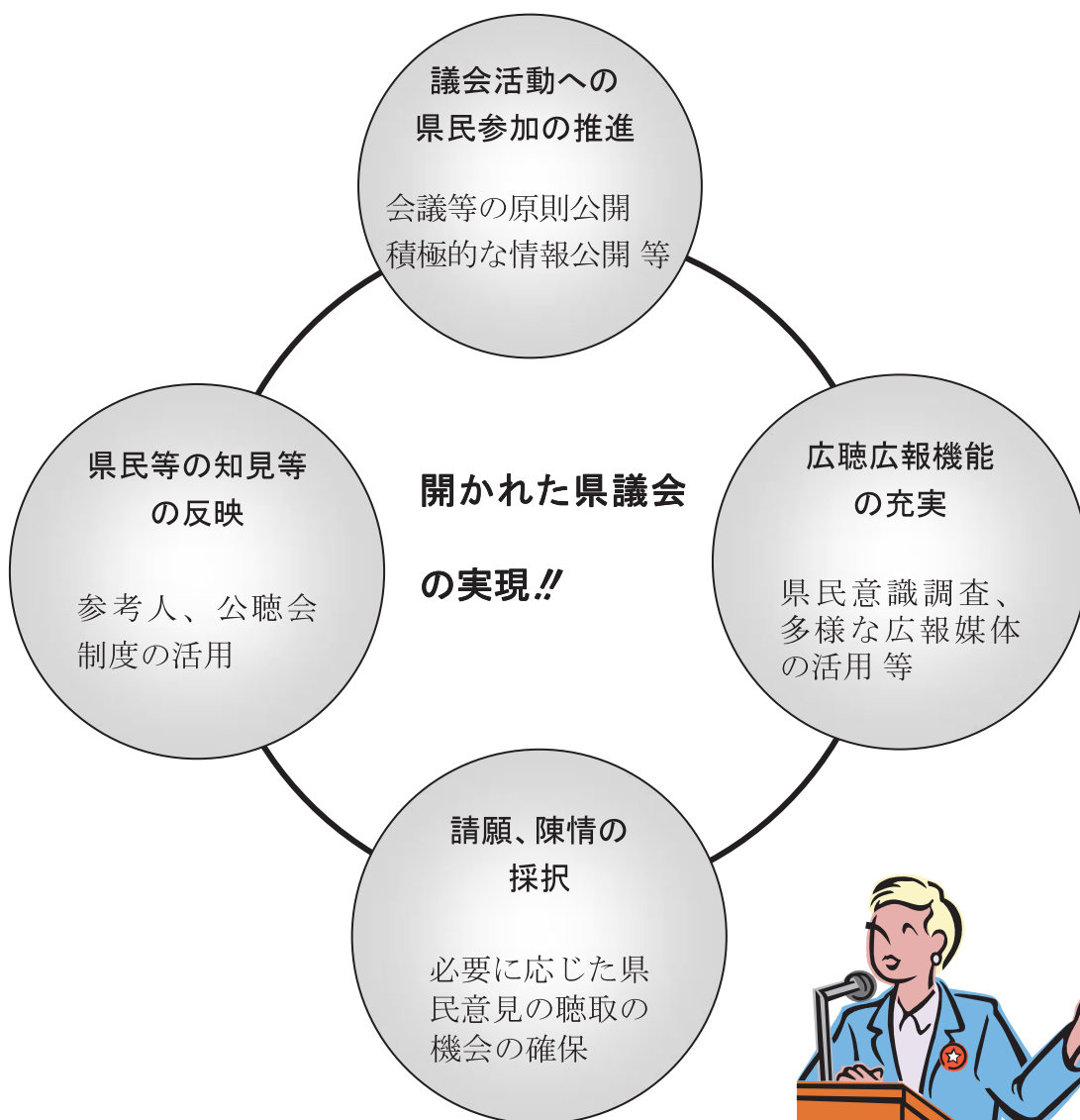
第10条 県議会は、継続的な議会改革に取り組むため、検討組織を設置することができる。

- 2 県議会は、議員がその役割を十全に果たせるよう、議員の身分の位置付けの明確化に積極的に取り組むものとする。
- 3 県議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、調査、諮問等のための機関を設置することができる。
- 4 県議会は、県議会の機能強化の先導的な役割を担う議長の権限の強化に取り組むものとする。
- 5 県議会は、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。
- 6 県議会は、議員の調査研究及び県政運営の参考に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

Ⅲ. 条例の説明

第4章 県民と県議会

「第4章 県民と県議会」では、本条例の目的の一つである「県民に開かれた県議会」を実現するため、議会活動への県民参加の推進、参考人や公聴会制度の活用、請願・陳情、広聴広報機能の充実について定めています。



第4章 県民と県議会

(県民参加の推進等)

第11条 県議会は、次に掲げる事項に留意し、主権者である県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 会議等を原則として公開すること。
- (2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。
- (3) 議会活動への参加を推進する際には、すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮すること。

2 県議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、参考人及び公聴会の制度の活用を努めるものとする。

3 県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(広聴広報機能の充実)

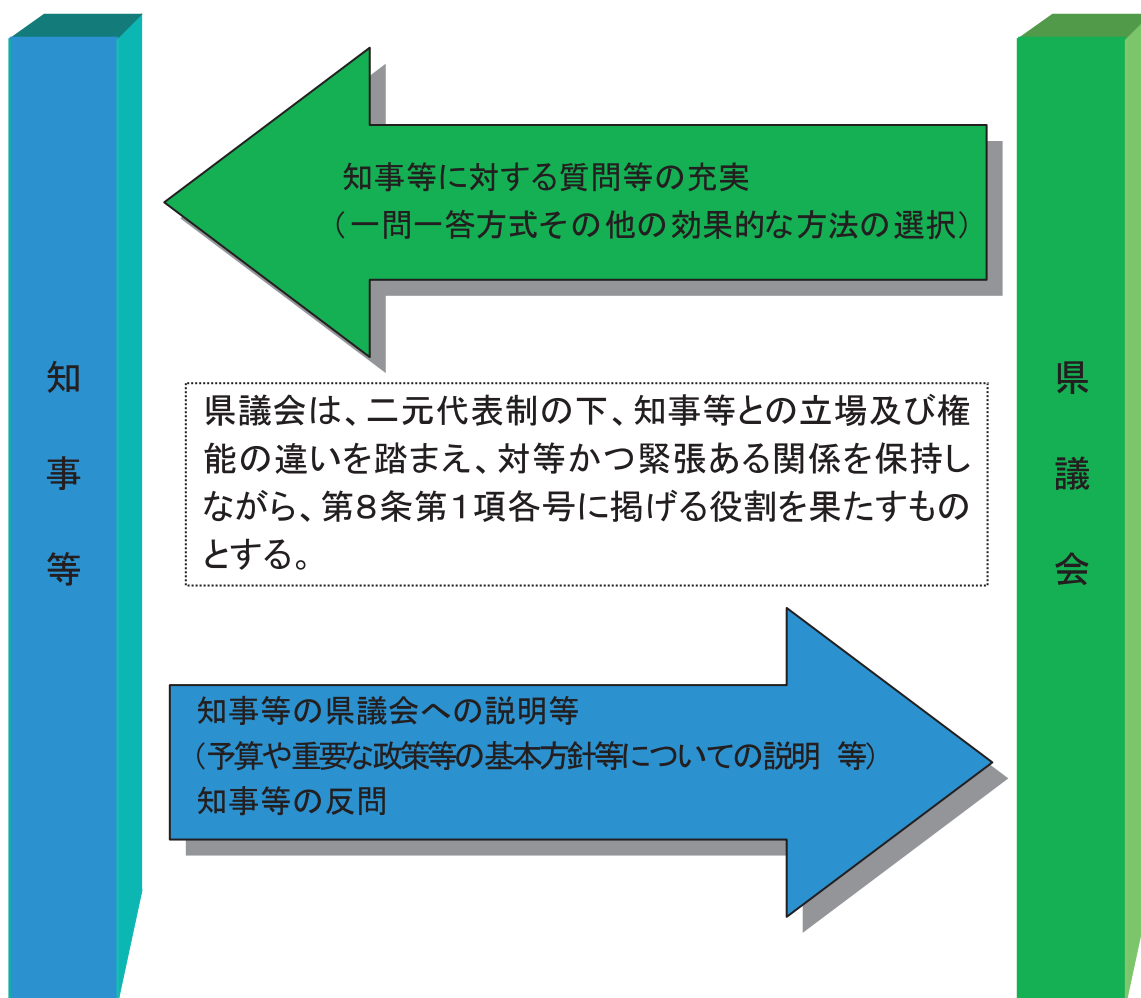
第12条 県議会は、政策立案等の参考に資するため、広く県民意識を調査することができる。

2 県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

Ⅲ. 条例の説明

第5章 県議会と知事等の関係

「第5章 県議会と知事等の関係」では、県議会と知事等の基本的な関係、質問等の充実、予算や重要な政策等に係る県議会への説明、議員の質問等に対する知事等の反問について定めています。



第5章 県議会と知事等の関係

(知事等との関係)

第13条 県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。

(質問等の充実)

第14条 県議会は、会議等での質問及び質疑の充実に向け、一問一答方式その他の効果的な方法を選択するものとする。

(県議会への説明等)

第15条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(知事等の反問)

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

Ⅲ. 条例の説明

第6章 他の条例との関係等

「第6章 他の条例との関係等」では、他の県議会条例の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分尊重すること、議員定数等県議会に関する条例については、別に条例で定めること、また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

神奈川県議会基本条例



条例間に優劣はないが、尊重する旨規定

議員定数に関する条例

定例会に関する条例

委員会に関する条例

政務調査費に関する条例

議会図書室に関する条例

議員報酬に関する条例

議会の議決に付すべき事件に関する条例

...



議会基本条例は、基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する個別具体的な事項については、別に条例で定める旨規定しています。

第6章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第18条 県議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

IV. 用語

二元代表制	国が「議院内閣制」を採るのに対して、地方自治体では、執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を住民が直接選挙で選ぶ制度を採っており、これを「二元代表制」といいます。
議員の身分の位置付けの明確化	現在は、地方議会議員の職務や位置付けが法的に明確にされておらず、様々な議員の活動のすべてが認知されているとはいえない実態があります。そこで、住民代表である都道府県議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、地方分権時代にふさわしい活動を保障するため所要の措置を講ずる必要があります。
指定都市	地方自治法第252条の19に基づいて政令で指定する、人口50万人以上の市のことをいいます。 神奈川県では、横浜市と川崎市がこれに当たります。
道州制	現在の都道府県に代えて、より大きな規模の「道州」を新たに置くことにより、現在、国が行っている仕事のうち、国でないとできない仕事（外交、防衛など）を除き、基本的に「道州」と市町村で担っていくかたちにすることが検討されています。
議案	議会の議決を経るため、長、議員又は委員会が議会に提出する案件のことをいいます。
会議・委員会	「会議」とは本会議のことを、「委員会」とは常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のことをいいます。
議案の審査又は県議会の運営に関し協議又は調整を行うための場	団長会、正副委員長会、議案説明会など、議会内部の協議や連絡調整のための会議・会合のことです。平成20年6月の地方自治法改正により、正式な議会活動として認められました。
審議・審査	本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するといった一連の過程を「審議」といいます。 一方、委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議等特定の事件について論議し、一応の結論を出す一連の過程を「審査」といいます。
議会活動	本会議、委員会及び議案の審査又は県議会の運営に関し協議又は調整を行うための場における活動並びに地方自治法第100条第13項に定める議員派遣のことをいいます。
政策立案等	条例の立案及び政策提言等のことをいいます。
参考人及び公聴会の制度	「参考人」とは、委員会の審査の充実を図るため、利害関係人、学識経験者等の出頭を求め、意見を聴くものです。 「公聴会」とは、委員会において、重要事件の審査を周到に行うため、直接住民から意見を聴くために開催するものです。
請願・陳情	「請願」とは、憲法、請願法及び地方自治法に基づき、国民等が地方公共団体の議会に対して、損害の救済等について希望を述べる行為です。「陳情」も請願と同様の行為ですが、本県議会では、陳情書処理規程に基づいて処理を行っています。
質問・質疑	「質問」は、議案とは関係なく県政全般について疑問点を質すことで、「質疑」は、議題となっている議案等について疑問点を質すことです。
政策・施策	「政策」とは、特定の行政目的を実現するための行政活動の基本的な方針をいい、「施策」とは、政策を実現するための具体的な方策をいいます。
決議	議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意見を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことです。
反問	知事等が論点整理等のため、議員の質問・質疑に対し、逆に質問することをいいます。

V. 検討の経緯

神奈川県議会では、議会基本条例の制定の必要性を踏まえ、議会基本条例等調査特別委員会を平成20年2月26日に設置し、14回の委員会を開催し、委員間討議を行ってきました。

6月26日には骨子案を決定し、その後、県議会史上初めての議会版パブリック・コメントを実施し、県民の皆様のご意見をお聞きするとともに、非交渉団体、有識者等からもご意見を伺いました。

これらのご意見を踏まえてさらに委員会での討議を重ね、11月18日に条例案を決定し、12月18日の本会議での議決を経て、12月26日、神奈川県議会基本条例が公布・施行されました。

(議会基本条例等調査特別委員会における検討の経過)

月 日	会議等	概 要
平成20年 3月19日	第1回 委員会	・調査方法等について協議 ・条例制定の必要性及び他県等の事例について議会局から報告及び質疑 ・県外調査の協議・決定
4月10日	第2回 委員会	・他県等の議会基本条例について議会局から説明 ・条例に盛り込むべき内容の考え方について各会派から説明
4月22日	第3回 委員会	・条例に盛り込むべき項目等について委員間討議 (総則、議員に関する規定、議会に関する規定)
4月23日 ～25日	県外調査	[調査先] 4/23 北海道栗山町議会 4/24 岩手県議会 4/25 長野県議会
5月27日	第4回 委員会	・条例に盛り込むべき項目等について委員間討議 (県民との関係、知事等との関係、議会の機能の強化、議会改革の推進、政治倫理、補則)
6月13日	第5回 委員会	・各会派から提出された条例骨子案について委員間討議
6月26日	第6回 委員会	・正副委員長から提示された条例骨子案について委員間討議 ・条例骨子案の決定 ・非交渉団体からの意見聴取の決定 ・参考人(学識経験者)の招致決定 ・県民からの参考意見集約の実施の決定
7月3日 ～ 8月1日	県民参考 意見集約	・県議会ホームページで条例骨子案について県民参考意見の募集
7月9日	第7回 委員会	・非交渉団体からの意見聴取
8月11日	第8回 委員会	・県民からの参考意見集約の結果について議会局から報告 ・参考人(学識経験者)からの意見聴取
8月21日	第9回 委員会	・自治基本条例等関連部局からの意見聴取 ・条例素案の検討
9月10日	第10回 委員会	・条例素案の検討
9月29日	第11回 委員会	・条例素案の検討
11月5日	第12回 委員会	・条例素案の検討・決定
11月18日	第13回 委員会	・条例案の検討・決定
12月3日	第14回 委員会	・条例にかかる今後の運用等について検討

VI. 議会基本条例等調査特別委員会委員

神奈川県議会基本条例に関する調査を行ってきた特別委員会の委員です。



委員長
新堀典彦
(自民党 南区)



副委員長
益田 はやお
(公明党 大和市)



横山 幸一
(自民党 鶴見区)



しきだ 博昭
(自民党 都筑区)



いそもと桂太郎
(自民党 旭区)



小川 久仁子
(自民党 高津区)



舘盛 勝弘
(自民党 相模原市)



国吉 一夫
(自民党 金沢区)



松本 清
(民主党・かながわクラブ 泉区)



長友 よしひろ
(民主党・かながわクラブ 相模原市)



福田 紀彦
(民主党・かながわクラブ 宮前区)



大村 博信
(民主党・かながわクラブ 横須賀市)



石川 輝久
(民主党・かながわクラブ 緑区)



田中 肇
(民主党・かながわクラブ 金沢区)



藤井 深介
(公明党 神奈川区)



相原 高広
(県政会 麻生区)

平成21年 1月 発行

編集・発行 : 神奈川県議会議会局政策調査課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話 (045)210-7567 (直通)

神奈川県議会ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/gikai.htm>